

くらしの法律救急箱



第27回 刑事事件に関するギモン

刑事事件手続の概要を教えてください。

Q1

犯罪の嫌疑を受け、捜査対象となった人は「被疑者」と呼ばれます。捜査が被疑者を拘束しなのまま進められる事件を「在宅事件」、被疑者の身柄を拘束して進められる事件を「身柄事件」と呼ぶのが一般的なようです。いずれの事件も、警察から検察官に事件が「送致」されれば、検察官が、起訴または不起訴の判断をします。検察官が起訴した場合は、裁判所で「公判」が開かれ、公判での審理の結果、判決が言い渡されます。判決に不服がある場合は控訴することができます。

A1

逮捕後の手続について教えてください。

Q2

警察官により逮捕された場合、48時間以内に検察官へ事件送致するか釈放するか判断が行われます。引き続き身柄拘束が必要な場合は、事件送致を受けた検察官が裁判所に「勾留」を請求し、裁判所がこれを認めると、10日間の勾留が開始します。さらに10日間の

勾留延長が行われる場合も少なくありません。その間に、検察官が起訴するか、いったん釈放するかを判断することとなります。起訴された被疑者は「被告人」と呼ばれます。

このように、第一次的に捜査を行って、犯人を逮捕したり、取り調べたり、証拠収集を行うのは警察の仕事であり、検察官は、警察から送致された事件について、被疑者の取り調べや参考人からの事情聴取を行い、あるいは、警察に補充捜査の指揮をするなどして証拠を集め、これらを元にして、最終的に、被疑者について裁判所に公訴を提起するかしないかの処分を決定することとなります。

Q3

ニュースでよく耳にする「詐欺」「窃盗」「強盗」「横領」はどのように違うのですか。

A3

いずれも「人の財産を侵す罪」ですが態様が異なります。「詐欺」は財産を騙し取る犯罪です。例えば、結婚の約束をしていたのに裏切られたというだけでは財産を侵していないので、詐欺罪にはあたりません。結婚をちらつかせて金銭などを騙し取ったという場合に初めて犯罪となるのですが、「騙し取った」という証明



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

が難しいことが多いでしょう。また、「強盗」は脅迫や暴力を用いて財産を奪う犯罪で、「窃盗」は万引や空き巣のように脅迫や暴行を伴わないものです。「横領」は他人の財産を管理している人がそれを領得してしまう罪で、「集金してきたお金を懐に入れてしまう」といった行為が典型例です。

Q4

未成年者が罪を犯した場合は成人とは手続が異なるのですか。

A4

未成年者が罪を犯した場合は「少年事件」と呼ばれ、成人とは異なる手続が適用されます。

成人の場合、情状などを考慮して、検察官の判断（裁量）により「起訴猶予」となる事件も少なからずありますが、少年事件では検察官の裁量は認められておらず、全件が家庭裁判所に送致されます。家庭裁判所で特徴的なのは、犯罪の内容や被害者の感情だけではなく、少年の生育歴や家庭環境などを考慮して処分を決定する点です。審理の結果、家庭裁判所は、保護観察や少年院送致といった保護処分を決定することになります。

ただし、罪を犯したとき満16歳以上で、故意に被害

者を死亡させた事件については、原則として検察官に送致しなければならず（逆送）、この場合、送致を受けた検察官は、成人事件と同様に起訴します。逆に、満14歳未満の少年については刑事責任を問わないため、この場合は児童相談所送致などの処分を受けることとなります。

Q5

執行猶予とはどのような仕組みですか。

A5

懲役の刑に執行猶予が付いている場合、裁判が確定しても被告人は直ちに刑務所に入らなくてもよく、ただし、執行猶予の期間内に被告人が再び罪を犯したりすると、執行猶予が取り消されて、決められたとおり、執行猶予に付された人になる制度です。逆に言うと、執行猶予に付された人が、その期間を無事に、つまり再び罪を犯したりすることなく過ごしたときは、刑の言渡しそのものが効力を失い、その刑の執行を受けることがなくなります。

執行猶予は、前科がない人などにつき、3年以下の懲役・禁錮又は50万円以下の罰金を言い渡すときに付けることができます。